

熊本大学学術リポジトリ

Kumamoto University Repository System

Title	江戸幕府の教育と朱子學：論説
Author(s)	岩田，衛
Citation	龍南會雜誌， 85： 17 - 29
Issue date	1901-06-03
Type	Departmental Bulletin Paper
URL	http://hdl.handle.net/2298/5125
Right	

- 一、グ……………(第四回)千八百九十二年八月より、千八百九十四年三月に至る。
- 一、サリスベリー内閣(第一回)千八百八十五年六月より、千八百八十六年二月に至る。
- 一、サ……………(第二回)千八百八十六年八月より、千八百九十二年八月に至る。
- 一、サ……………(第三回)即ち現内閣千八百九十五年六月より……………
- (バーマーストーン内閣に關しては後段に詳述すべきを以て此に略せり)。

江戸幕府の教育と朱子學

岩 田 衛

天下一たぐは亂れ一たびは治る、泰否相生するはげに環の端なきに似たる哉、されば歐州中世の暗黒時代に、スコラスチックヒューマニズムレナサンスは既に十六七世紀に於ける文明の萌芽をなしぬ。我國王朝廢れて政權武門に移り、應仁の兵禍足利の末世を亂してより、群雄蜂起、兵塵絶ゆるの時なく、攻城野戰を以て賢となす時代にありては、學問文書は只五山の僧侶によりて、一縷の命脈を維持するに過ぎざりしも、家康英雄の姿を以て禍亂を定むるに及びて、藤原肅林道春を擧用し、文學の曙光初めて江戸に輝き初め、綱吉學を好み、大成殿を建て、諸侯之より學に向ひ、吉宗家齊大成して、江戸の文學は燦然たる發達をなせり。

今浩瀚と煩雜とを避けんか爲めに、本論の範圍を純粹に徳川幕府のみの教育の制度及主義に制限し、之を歴史的に論せんと欲す、蓋し徳川幕府の教育發達のエポックは之を三に分つを以て便なりとす、

教育制度復興期(家康—家綱)

教育制度擴張期(綱吉—吉宗)

教育制度大成期(家齊以後—)

第一期教育制度復興期

藤原肅、朱學の採用 林氏の任用
僧侶及古註家の反對

武は以て亂を撥き、文は以て治を成す、武を以て天下を取りたる家康は、文を以て之を治むるの期に到着しぬ。此需要に應出て出たる儒者を藤原肅となす、肅は惺窩と號し、初め五山の僧に學び、内外典に精通し、後朱氏新註を見るに及び、佛を棄てて儒に入れり、彼は純儒にあらず、純浮屠にあらず、蓋學問の權が暗黒時代僧侶の手より、開明時代儒者の手に移れる橋梁たる彼に取りては、是非共此資格を欲ぐべからざるなり、其宋儒の衣鉢を傳へて、狷狹偏介威儀整正、形式を重んずるは當時の粗野なる三河武士を文明的に馴致するに最適當せるものなりき、是に於て家康は屢々肅及其高弟林羅山を招きて經學を講せしむ。

又政治的方面より觀察するに、家康が鎮武の術として教育文化の復興に意を用しは、頗周到なるものあり、自ら淳和肄學兩院別當なる古の教育上のタイトルを申請ひ、或は禁中御條目十七條中に「天子御藝能の事第一御學問也」と云ひ、又古註を捨て、斷然朱子新註を採用せり、此撰擇の如きは實に眼光紙背に透るの概ありと云はざるべからず。抑朱學は秩序を尊び外形を重んず、執着にして變化を欠ぐ、從來戰國の世機を見て動き、八面玲瓏の外交的機術を弄せんには、必然禪學流の學問を

要し、從て禪僧の機務に參する多かりしと雖、今後一定の摸型の中に天下を統一せんには、必然朱學の如き教育主義によりて形式的統一を保たざるべからず、故に朱子學は徳川時代を通て幕府教育の主義御用學問となれり。然り而して林羅山は惺窩の高弟にして之が學統を繼承せるものなれば、朱學と林家とは相離れざる關係を生じ、其浮沈を共にするに至れり、今家康以來學事に盡せる跡を見るに、

慶長六年、家康伏見に學校を立つ、是徳川氏學校建立の鎬矢なり、又江戸に文庫を建て天下の書を集む、

慶長十九年、家康京都に學校を建つ、惺窩學頭たり、

寛永七年、家光忍か岡學校を建つ、弘文院と道春之を掌る、忍岡の學校に至りては、學制漸く進み、經科讀書科文科史科和學科の分科を生ずるに至れり、

此時に當てや、事未だ草創の際に屬し、制度完備せず惺窩道春等學校を司ると雖、單に幕府宅地を賜ふて私に業を授けしむるものに過ぎず、其公然たる幕府の保護を受くるに至れる間には、又多少の競争衝突なくんばあらず。惺窩が慶長十九年に學頭となるや、五山の僧徒連署して、其非を論せしも、退ぞけられ、林道春弘文院を建て専ら新註を取るや、清原秀賢書を上りて古註を主張せしも顧りみられず、朱學と林家とは、此等の刺激の爲に益幕府の保護同情を固むるの機を得、且つや林氏が鎌倉幕府の大江廣元の如く、教育以外政治法令の制定に容嘴せる結果は、其勢駭々として進み以て篤學將軍綱吉に至りぬ。

第二期教育制度擴張期

篤學將軍 儒者門戶の争
新井君美 林家の一頓挫

一種の異學征伐

五代將軍綱吉學を好み外飾的に仁者の政を喜ぶ。元祿三年聖廟の土地狹隘にして殊に寺に接近せるを忌み、改めて之を湯島台に移し、自ら大成殿の三字を書して之に名づけ、官祀となし、其地を昌平校と改め、林氏を聖廟の祭酒となし、同時に昌平校の學頭となす、又戰國以來諸侯の參謀となりしものは、皆緇衣の徒にして士大夫に列する能はず所謂制外の士なりしに、此時信篤に命じて蓄髮せしめ、從五位上に叙し、大學頭に任ず、弟子亦皆還俗す、是に於て林氏の私塾たりしものは官立となり、從來緇徒の學初めて公然士林に移り、諸侯も之に習ひ學を崇び贖舍を立てしかば、文學鬱然として興隆し、元祿時代と稱する文學上の一エポックを畫するに至れり。從來儒佛の間の文權争奪は一轉して儒者の獨り舞台となり、佛者に向けられたる彼等の鋒先は、佛者を征服せる後再轉して彼等自身の間に向けられ、儒者門戶の争を生ずるに至れり、或人の云けん如く學者も亦霸氣を帯べるは實に此儒者春秋時代なりき、今其諸學派を列舉すれば

宋學派 林家

折衷派 木下順庵、新井白石、室鳩巢、雨森芳州、祇園南海

古學派 荻生徂徠、太宰春臺、山縣周南、服部南郭

王學派 中江藤樹、熊澤蕃山

古學派 伊藤仁齋、全東涯以下諸弟

神道派 山崎闇齋

如斯黨同伐異互に相下らず、悍雄の才一時に並起り萬丈の氣焰を吐くに當りては、兗龍の下に隠れたる林家を威赫せる少なからざるものあり、是を以て後の定信の異學禁止に類する一種の異端征伐は林氏の爲に保科正之の權力の下に初められ、熊澤蕃山撥黜せられ、山鹿素行亦罪に逢ひぬ、しかれども保護干渉あき發達が常に活潑々地の自由ある如く、諸家の門戸は此一小打撃の爲に屈するものにあらず、伊藤仁齋は朱學を以て孔子の正統にあらずとなし、門人天下に普ねく、萩生徂徠は柳澤吉保に用ひられて、氣焰當世に絶し、木門の人亦林氏の外に仕進の道を作り、宋學派は漸く落日の勢を示せり。

蓋木門仕進は林家の大打撃なりき、是五代將軍と六代將軍との反目の結果にして、頗注意を價ひず、六代家宣は綱吉の姪にして叔姪本相善からず、家宣の就職は綱吉の本意にあらざりき、されば綱吉の在時幕府の群小は家宣を疎外するを以つて綱吉に對する忠義の如く感じ、御用教育の本家信篤は其の門弟を甲府邸の儒臣となすを辭せし程なりき、故に家宣は其の參謀を林派以外に求むるべく餘義なくせられたり、家宣の此要求を充せるものを新井君美となす、君美數理的腦髓を有し經濟に長す、一世の奇才卓踞風發林家を壓倒す。蓋し林家の政治的權力は元祿以來儒林の銳鋒場裡に衰へ初め、家宣の時に於ける木門の爲めに殆んど全く度外視さるゝに至れり、信篤の致仕の如きは此の憤懣の反映に外ならず、家宣薨じて信篤復用ひられしも、又た昔日の勢なく、享保中に死し信充代任す。

第三期、教育制度大成期

幕府に於ける學問暗黒時代

十一代將軍

異學の禁

大成完備せる教育主義及制度

制度表

八代將軍吉宗の中興事業は、之に嗣げる暗愚諸將軍の爲に空しくせられたりき。此時に當りて旗本八萬騎の武士は、輕佻浮薄、驕奢淫逸、元祿時代に超ゆ、當途者は無學無識、聖堂を以て無用の長物として之を廢せむとし、或は宿直の夜少年は儒士を圍みて孔子の妻の美醜を論して之を嘲り、儒士は俳優の如く遇せられ、家宣以後林家の權力は衰へ、大聲叱呼して御用教育主義の爲に氣焔を揚ぐる能はず、幕府に於ては獨り政治上のみならず學問上の暗黒時代なりき。

徳川幕府に於て教育主義の確立し、制度の大成せるは十一代將軍家齊の時代なりとす、内容的主義の確立は異學の禁によりて、形式上制度の大成は寛政十一年の改制によりて。

異學の禁 舞臺は轉せり、家齊の立つや切々として前世の弊政を蠶革し殷道復興の觀ありき、之が補佐として出でたるは白河樂翁なり、此老儒は林家の勢日に衰ふるを見、林信敬の死するや、岩村の城主松平乘繼の子乘衡が才學あるを見て、林氏を嗣ぎて大學頭たらしめ、林家を再興せしめ、自ら又林家に代りて御用教育主義の爲に大氣焔を揚げ、異學征伐を用ふ。先是仁齋徂徠藤樹等各一家の言を起して、或は上に用られ、或は下に教を布きしより、朱子の學權地に落つると共に、學問の中心憑據する所なく、自由思想沸然として起り、學者皆一派をなし霸氣横逸忘りに相下らず黨同伐異の氣習其盛を極む、是偏狹謹曲なる朱子派の堪ゆる所にあらざるなり、樂翁は謹直なる朱子派の老儒なり、彼豈默視するに忍びむや、且つ又之を政治的着眼点より見るも言論思想の自由は或は幕

府の主權を云爲するなしとせず、今にして秩序的服從的なる朱子學を呼起して、天下の風教精神的統一を保持せずんば、由々敷大事とならむと明なり、こゝを以て寛政二年遂に朱子學の外異學を排斥するの令を天下に下し、朱子學派の尾藤二州古賀精里柴野栗山等を擧用して頻りに異端征伐を行ふ、是に於てか朱子學は公然たる幕府の御用教育主義となれり、山本北山、龜田鵬齋、豊島豊州、塚田大峯、大川鴻等前後上書して抗辯し、頗異憚せられたり、而して異學の排斥は尙進んで異學の禁止となり、朱子派に非れば進仕するを得さらしむ。而して仙臺米澤熊本等當時學問上地方の小中心をなしたる諸藩も、亦幕府の意を迎へ、異學を禁せしかば、天下風靡して朱學に向ひ、朱子派は在朝黨の如く、他學派は在野黨の如く、官學私學の争を生ず、學權の争奪はこゝに第三の轉變をなせり、即ち第一は儒佛の争、第二は儒林の相互競争(木門成功)、第三は此官私學の争是なり、而して家康以來の教育主義家齊に至りて確然として成立し、公然たる法文上の保護の下に朱學は立てり、

朱學の儀は慶長以來御代々御信用之御事にて既に其の方家代々右學風維持之事被仰付候儀に候得者無油斷正學相勵門人共取立可申筈に候然處近頃世上新規之説を爲し異學流行風俗を破候類有之全く聖學衰微之故に候哉甚以不相濟事に候其の方門人其の内にも右休學間純正ならざるも折節は有之様にも相聞如何之事に候哉此度聖堂御取締嚴重に被仰付柴野彦助岡田清助儀も右御用被仰付候事に候得者能々此者申渡し急度門人共異學相禁じ猶ほ又自門他門に不限申合正學講究致人才取立候様相心掛可申候事寛政十二年幕府が林家に下せる文書

佐藤一齊の如きは其内心は王學を主とせしが、幕府に用ひられ居たるが爲に、枉げて朱學の假面を

装へり、彼が王學派の大塩後素に與へし書に「姚江の書元より讀候得共只自己之箴砭に致候のみにて都而之教授は並之宋説計に候殊に林氏家學も有之候得者其碍にも相成人の疑惑を生じ候事故餘り別説も唱不申」と云へり、孤峭峻巖抗上の精神に富める王學派の流を汲める學者をして、尙此言を發せしむ、以て如何に當時の官學が、私學を威喝せしかを知る可き也。

寛政十一年の改制 寛政十一年、幕府大に學制を改め、學校を改築し、敷地を増加し、大成殿を初めとして廳堂講堂學舍儒員の官宅馬場失場に至る迄盡備れり、學校の費用は一年千石百三十口を定額とし、林氏之を總轄せり、是に於て幕府の教育は其内容に於ては朱子學派の旨義を確立し、其形式に於ては最完備大成の域に進めり。下の諸表は徳川幕府の摸範的教育制度を示すものなり

(一) 教官

官名	祿	身分
儒者(五人)	二百俵 別に 十五人扶持	旗本
教授方		旗本 或は家人
教授方出役		全右
教授方手傳		

尙此外に、世話心得、教授方並、調方出役、等の教員ありたり、教授方は今日學校の教授の如く、

教授方出役は外に本務ありて教授を兼ねるものにて、囑托教授の如く、數授方手傳は助手の如く、世話心得は庶務を司るものなり。

(二) 生徒

- 寄宿寮〔幕臣〕……………三十人……………官費定員
- 寄宿寮〔諸藩士及處士〕……………四十四人……………自費定員
- 生徒通學……………幕臣……………句讀ヲ聞ク者
- ……………講義ヲ聞ク者

別に 仰高門日講〔士農工商〕

寄宿寮の生徒は、後天保の頃増して四十八人とし、二、七の日午前を輪講とし、三、八の日を經講とす、試験を行ふ。書生寮の生徒は、試験なく、別科の如き待遇を受く。通學には試験あり。仰高門日講は、昌平校東南隅の東舎に於て毎日午前四書の講釋にして、素より試験なし。寄宿生には其退入寮等に關して、下宿願、遅刻願(通學モ)歸省願、退寮願等の一定の書式あり。

(三) 學科

- 經科 四書五經三禮等を研究す
- 漢土史科 正史編年紀事本末右全
- 本朝史料 六國史三鏡日本史右全

刑政科 唐律明律清律本朝律令格式右全
詩文科

末年には外國科を加へて、瀛環志畧、海國圖誌、の類を讀みて各國の政態を調べしめたり。

(四) 教授法

素讀 四書五經小學

復習 素讀せし處を復讀、輪讀取り讀み

質問 左傳國語史記漢書蒙求十八史畧を獨修し、其疑を質問せしむ。

講釋 教官の講釋或は教官の下に生徒の輪講

詩文添削

(五) 試験

(1) 毎月試業 寄宿寮生徒に三、八の日に行ふ

(2) 春秋試 寄宿寮及通學生の講義辨書和解

(3) 詩文試 詩文を作らしむ

(4) 素讀吟味 毎年十月之を行ふ、凡て幕臣の子弟は皆之に應ずるとを得て、其年齢十七歳より十九歳迄を限り、公年を十七歳と稱して、實際には多く十一二才より十三四才の者出てたり。小學

四書五經中、一經毎に一所を試む、其賞與は下表の如し。

旗 本 家 人

甲	丹後稿 三端	白銀 三枚
乙	丹後稿 二端	白銀 二枚

(5) 學問吟味 三年に一度之を行ふ、應募者の資格は昌平校の春秋試を受けたるもの、及幕臣の有志者にして、試験は五日に分つ、初三日は經書の辨書、第四日目は史類に就きて題を出し、文の切拙を問はず、第五日は論策なり。

策論	史類	經書の辨書			日割種	類範	園	
		第三日	第二日	初日				
第五日	第四日	五	四	小學内外篇	各	一	ケ	所
任意ノ漢文	左傳、國語、史記、前漢書 通鑑綱目資治通鑑	經	書	各二ケ所合セテ十ケ所ノ内二ケ所	二	ケ	所	論及策各一通

辨書とは、章意として一章の大意を解釋し、字訓として字義を解し、解義として次序を追ひて全章の旨意を解釋し、餘論として自己の論説を述ぶるとにて、今尙田舎漢學先生の此試験法を用ふるあるを見る。此試験は、試験中の最重位にあるものなれば、儒官教授方盡出席し、辰刻に始め、日暮に終らしむ、

而して及第は甲乙丙の三等に分つ、及第者の賞賜左の如し。

旗 本		家 人	
戸 主	子 弟	戸 主	子 弟 共
甲 時 服 二 領	白 銀 十 五 枚	白 銀 十 枚 及 老 中 ノ 褒 詞	白 銀 七 枚 及 老 中 ノ 褒 詞
乙 卷 物 <small>紗綾 綸子</small> 二 卷	白 銀 十 枚		
丙 一 般 二 林 家 ノ 褒 詞 傳 達			

林家よりの褒詞の文面は左の如し

學問心掛一段の事に候尙出精可致候

餘 論

要之幕府の教育は、家康之を興し、綱吉之を擴め、家齊之を成せり、而して其内容と形式とは共に家齊に至りて大成完備の域に達したり。然れども上來述べ來れるが如き干涉束縛の下に、思想の自由を欲ぎ、從て智識の進歩人文の發達を遲緩ならしめしは明なり。然れども又一方に於ては、外國交渉の風濤は幕府の末世を刺激して、幕府をして單に理想修養の教育に安んせしめず、科學藝術的教育の必要を感せしめ、吉宗以來天文、醫學、語學、地理、等に關する諸學校建立せられたり、されど之等は幕府本來の教育を代表するものにあらざるを以て、本論の中には之を省畧せり。又家齊以後は幕府内憂外患の時代にして、力を教育の擴張改良に用ふるの暇なく、徳川氏教育制度の最盛期は、家齊時代に於て

空前絶後せるを以て、吾人は家齊の大成事業を見て、徳川幕府教育制度の徹頭徹尾を了得せるものごなし、こゝに筆を擱かむと欲す。

(主要参考書、内外教育史、日本教育史資料、二千五百年史、洗心洞創記)

本邦工業振興策

中 隈 伊 勢 吉

第二 工業の我國に適切なる所以を論ず

以上我論したる要領を摘記すれば、第一章に於て、我三大富源の現状を略述し。第二章第一節に於て、富源を探求するの非常に急務あるを概論し。其間に於て、農は重に地の狹隘なるが爲に、漁は重に其發達見込なきが爲めに、到底目下探究する富源に適せざるを云へり。而れども、此れにて直ちに工業取るべしといふ能はず。何となれば、三中、二を否定するも、必らずしも他の一の成立を期すべからざるは、論理上明かなる事柄あればなり。從て茲に工業の欠點を講述して、詰り右二者の上にあるを論證し、更に工業の利を説くが、正當なりと思はる。然し工業の遙かに二者に超脱する所あるは世既に定論あり。此を精確に論じて其長短を較ぶるは、今にして地動説を反覆論證するの愚と經底なし。且つは余り論の齷齪して、所謂工業の大徳を損する恐れあれば當茲に工業の長處を概論するに止む。

(一) 工業は容易に且つ安全に人民に生業を與ふ。